改訂CGコード·対話ガイドライ ン、公表―東証、金融庁

改訂版をそれぞれ公表した。 の再改訂版、金融庁は「投資家 ポレートガバナンス・コード_ と企業の対話ガイドライン」の 4月6日に公表された改訂 去る6月11日、東証は「コー **(4**)

成意見が多数を占めており、改 照)に寄せられたコメントは賛 案(2021年5月1日号(No. **訂内容についておおむね変更は** 1610)情報ダイジェスト参

ンの主な改訂内容は次のとおり。 CGコード、対話ガイドライ なされていない。

取締役会の機能発揮

プライム市場上場企業におい

て、社外取締役を3分の1

(1)

以上の選任等 企業の中核人材における多

(2)様性の確保

- 管理職における多様性の確保 と測定可能な自主目標の設 の登用)についての考え方 (女性・外国人・中途採用者
- 課題への取組み プライム市場上場企業におい サステナビリティをめぐる

今回、再検討において、借手

(3)

同等の国際的枠組みに基づ て、TCFDまたはそれと く気候変動開示の質と量の

充実等

・プライム市場に上場する その他 字

取締役を過半数選任または 会社」において、独立社外 利益相反管理のための委員 会の設置等

務ポイントを特集しているの で、ぜひご一読いただきたい。 今号では、 本改訂の概要と実

改正リース基準、オプション閾値の 表現など再検討―ASBJ、リース会計専門委 計

専門委員会を開催した。 委員会は第100回リース会計 去る6月7日、企業会計基準

ついて、議論が行われた。 れた論点における再検討事項に の文案イメージをもとに議論さ

これまで改正リース会計基準

外FLの区分 所有権移転FLと所有権移転

かれていた。 止すべきでないという意見が聞 ところ、関連諸制度にその区分 を廃止する文案が示されていた から貸手・借手ともにその区分 外FLの区分について、事務局 は組み込まれており、区分を廃 所有権移転FLと所有権移転

ため、借手については区分廃止、 について単一モデルを適用する 貸手は区分を維持するという修 正案が示された。

かれた。 ではなく、借手の区分も維持す べきではないか」との意見が聞 専門委員からは、「貸手のみ

借手の使用権資産の償却

れ、再検討の結果、「購入選択権 ジが示されていたが、IFRS リースを含める」との文案イメー るべきではないかとの意見が聞か 16号「リース」の取扱いに揃え に該当するものとして、「割安購 に移転すると認められるリース 入権の行使が確実に予想される 当初、 原資産の所有権が借手

| 今月の税務 | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 日 付 | 備考・コメント | | | | |
| 7月12日(月)まで(10日が土曜 日、11日が日曜日のため) | ① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年6月分) | ① 源泉所得税には復興 特別所得税の額を含む。 | | | |
| 8月2日(月)まで (7月末日が土曜日、8月1日が 日曜日のため) | ② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年5月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年4月期) 2カ月延長法人(令和3年3月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・11月期) 法人税・消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期) | ②~⑦ 法人の事業年度 (課税期間)の終了日は 各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の 短縮特例は適用後2年間 継続が要件である。 | | | |
| 7月中の市町村条例で定める 日まで | ⑧ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付 | | | | |

て購入選択権の行使がほぼ に限定せず、 とする」との修正案が示された。 たは合理的に)確実である場合 専門委員から「現行基準と実 他の要因を考慮し

の行使価額について割安の場合

り範囲が広がる可能性がある わらないが、修正案では現行よ う質問に、「当初の提案では変 との回答があった。 務上変わる点があるのか」とい

)ース期間決定におけるオプ

ションの閾値の表現

理的に確実」との訳語について、 る reasonably certain の「合 ほぼ確実」と表現した文案イ IFRS16号で用いられてい

> RSを用いている企業や監査人 の意見が聞かれていた。 れる印象を持つ可能性があると から、一段高い確実性が要求さ メージが示されていたが、IF

された。 確実」との表現を用いることと ていることを前提に「合理的に FRS16号の蓋然性を採り入れ これを受けて、修正案では

要」など、賛成意見も上がった。 考え方と同じことを示すのが重 がった一方で、「IFRS16号の 表現を」という反対意見が上 RSと揃える必要はないのでは」、 もっと作成者にわかりやすい 専門委員からは「無理にIF

くすぶる量的緩和縮小への思惑

前回1月の予測値から1・5ポイ 済成長率を5・6%と予測し、 2021年の世界全体の実質経 発表した世界経済見通しで、 修正したことが寄与している。 メリカだけで3・3ポイント上方 ント上方修正した。これは、 世界銀行は、 6月8日に ア

小開始時期に注目が集まってお アメリカでは量的緩和策の縮 今後の各国の金融政策の行 米 F R B (連邦準備制度

理事会)の動きがカギとなると 標が2つ発表された。 で、市場が特に注目する経済指 の見方がある。それを占ううえ

5月の雇用統計で、非農業部門 中央値は66万1千人、失業率は グの調査では、 カの民間調査会社ブルームバー 3ポイント低下だった。 増加、失業率は5・8%で同0 の就業者数は前月比55万9千人 1つは6月4日に発表された 就業者数の予想 アメリ

日に迫っていたそうです。 訴時効(15年)の成立が12月10 の疑いで逮捕。 強盗致傷罪の公 が11月20日、容疑者を強盗致傷 を短刀で刺したうえ、現金4、 で15年前に自動車販売業の男性 です。記事によると、兵庫県 タルに掲載された記事の見出し 年11月20日付け朝日新聞デジ 件、時効直前に逮捕」。 2020 500万円を奪ったとして、 県警 「15年前の4500万円強盗事

刑事裁判の手続を打ち切る判決 決が下されます。 免訴というの に起訴されても、免訴という判 です (刑事訴訟法33)。 ると、その後、容疑者が裁判所 いったん、犯罪の時効が成立す 有罪か無罪かを判断せずに、

しょう。そもそも、なぜ「時効」 といわれても、 の債権者からすれば、「時効だ」 払義務を免れることができます。 くなった頃、突然返済の請求を れず、5年以上が経過して返済 Aさんが、支払日以降も請求さ ジネスで少額の融資を受けていた された」といった場合、Aさんは 時効です」と主張すれば、支 したのかどうか記憶も定かでな もつとも、犯罪の被害者や民事 民事の債権でも、たとえば、「ビ 腑に落ちないで

> の経過によって被害感情・応報感 という制度が存在するのでしょう 権行使を制限して個人を保護す 弱くなる。②時間の経過によって の時効が存在する理由は、次の つかの考え方があります。 か。時効の根拠については、 る。どの見解も明快とはいえず、 定期間訴追されないという事実 実現が困難になる。③犯人が 証拠等が散逸し、適正な裁判の 情が薄れ、犯罪の社会的影響が ような見解があります。①時間 簡単に反論できてしまいます。 状態を尊重し、国家による刑罰

のでしょう。逆にいえば、「時効 図る。②古い事実の立証の困難 の制度が正当でないなら、国会 から」という点に求めるしかない 主的な手続で定められた法律だ は保護に値しない。これらの理由 救済する。③権利の上に眠る者 た社会秩序や法律関係の安定を も、充分な説明とはいえません。 から、真の権利者・無義務者を 点です。 ①長期にわたって存続し 由として挙げられるのは、 正当化される根拠は、 ている事実状態を前提に構築され 民事債権の時効が存在する理 結局のところ、「時効」制度が 「国会の民 次の3

とになります。

白川

敬

切れば処罰されなくなるのは不 廃されました。 正より、殺人罪などの時効は撤 25年に延長されました。それで り、法改正により2005年から 15年という時効が定められてお 合理ですから、2010年の法改 も、凶悪な殺人犯が25年間逃げ 実際、以前は、 殺人罪ですら

2020年4月1日より前に締結 間は原則として「律「5年」とさ づく債権の場合、消滅時効の期 ました。改正法では、契約に基 不明な短期時効が定められてい 代金は3年といった合理的理由が 間は原則5年とされつつ、①飲 られました。改正前の旧法では、 法(民法)で、時効期間が改め 年4月1日から施行された改正 て旧法の時効期間となります)。 した契約に関しては、原則とし れ、わかりやすくなりました(た 売買代金は2年、③工事の請負 食店の食事代は1年、②商品の 行為(≒ビジネス)債権の時効期 債権の時効期間は原則10年、 民事債権についても、2020 改正法の施行日である

していくものなのかもしれません。 埋由はなく、 「時効」制度は、一元的な存在 時代にあわせて変遷

で法律を変えればよい」というこ

券

証

を材料に米長期金利が上昇する

い況には、

ならず、

逆に米10

年物

利

ŋ

Ŕ

1

6 %

合から

5・9%だったため、

のデー

翌週に 国債

か 回

けて

1

4

%

台

まで低

下する動

きとなっ

た。

為替市

場

翌週

は

<u>0</u>

円

台に下落してい

は

頖

が、

1

1

Ō

円

台から

る。

式市 場 の懸念材 はどうな る

投資家の決断を控えさせている はっきり 態宣言の行方、 株式市場では、 進一 増収 の 可 退が続いている。 してきたが、 一否などの懸念材料が、 増 益 の 傾 オリンピック 企 向 業業績 が 平 -均株価 緊急 段 の ع 回 き状態が目に付く。 本市場ほどではない 現在、

期待される高技術の こうした場合、 6月上旬、 |資などが増えることが多 への投資集中、 エーザイ㈱の株価が連日 ないかとみられる。 大手医薬品メー 特定の好材料 将来の成長 小型株 済のインフレ加速→FRB 各国共通して、 るのではないかと考えられ ないようであ 経済成長率の回復・ ところが、

だったため、 が2009

特に注目されてい

昇率である。

4月の実績4・2%

年

以来の高い

伸

: び 率

銘柄

消費者物価指数

C P I

上

の

っでは

省が

·6月10

日に発表した5月

もう1

うの

注目

指

標は、

米労

開

催

イマー と共 では、 に採用されているような大型株 ストップ高となっ F あ D 飼 る。 $\underbrace{\mathbf{A}}$ 開 こうした現象は極めて稀 治 療薬が米食品医薬品 発した難病のアルツ エ に 1 承認されたことが ザイ㈱が た。 日 米企業 経平均 局 けると 場 で落ち着き、

は

さし

たる反応をし

なか

7

市場はインフレ率が数カ月

融緩和政策は続

C での

量的緩和縮

小の議論の開

議長が、 0

条件付きながらFOM

はならなかった。

それでも、

F 副

せたが限定的で、

トレンドに

MC構成メンバー

Ó

F R B

で

とドル/円ともに上昇の

動きを

発表直後には、

米長期

金利

力 V) の が

Ï

0%で市場予測4・7%を上回っ

5月は前年同月比プラス5

投

始を示唆するなど、

徐々に政策

への思惑が

,増す.

方向にある。

女因であ

して

るとみら

れ

る。

か か

v

う

R B 金

0

発言を信

v

つまで続くか

は

わ

連銀

が毎年8月に開催する米ワ

次の

節

目は、

カンザスシティ

イオミング

州

ジ

ヤ

クソン

ホー

経済政策シ

ンポジウムで

緩

和縮

小を

示唆

ことに

になるか、 量的

パ

ウエ

ル F

R する

の発言が

注目され

かう

いっ 雰囲

た期待の声

もある。

気も大きく変わっ

てくる

実に上 べ また、 で向 ザ ン 株 対 チ 価 照 は 的 ャ かえば、 ズ指数は6月に入って着 株式上場された高技術 な動 しており、 懸念材料 企業の集まりである きとなっ 上昇に向 日経平均と が ~改善、 て いる。 可 縮 これが パ な の せ

ラリ V

ンピッ

クを無事

終了さ

ず

ħ

にせよ、

オリンピック・

ることが

でき

ħ

ば、

株式市

場

態宣言をどう扱うかがポ になるとの見方がある。 この点で、 性 は十 分にあると思わ やはり政府が イン れ る

5月のインフレ率が事前予想 業業績の好転を生かし切れて 回る5%に達したが、 |緩和政策の転換を懸念して 主要国の株式市 肝心のアメリ 株式市 上昇 多く が、 タ もたつ 株式市 米国 ġ :緊急事 や、 場 場 力 る。 の 玉 は は 企 を 金 H

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状 および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、 出資金または基金(以下、「資本金)といいます。1千万円以上の法人にだし、電気・ブ・水道業および金融業、 保険業は資本金1億円以上)を対象とし

ર્વુ リー

> 対象企業数 14,735 社 11,133社

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和3年4-6月期調査

令和3年4~6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は▲4.7% ポイントとなり、令和3年1~3月期以降2期連続の「下降」超となっています。中 堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業は令和3年7~9月期に「上昇」超に転じる見通 し、中堅企業は令和3年7~9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下 降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況

令和3年4~6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は ▲13.7%ポイントとなり、令和3年1~3月期以降2期連続の「下降」超、中堅企 業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業は令和3年7~9月期に「上昇」超に転じる見 通し、中堅企業は令和3年10~12月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業 は「下降」超で推移する見通しとなっています。

令和3年6月末時点の「従業員数判断 | BSIを全産業でみると、大企業は9.0% ポイントとなり、平成23年9月末以降40期連続の「不足気味」超となり、中堅 企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超 で推移する見通しとなっています。

令和3年度は、2.8%の増収見込みとなっています。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

令和3年度は、6.8%の増益見込みとなっています。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに、増益見込みとなっています。 令和3年度は、7.4%の増加見込みとなっています。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。 (注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満 の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

|) (| いより | 1。以下は、令和3 | 年4-6月期調宜結 | 米の概要です。 | - 비 | X 卒 /3.0% | כ |
|--------|------|-----------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|---|
| | 貴社 | の景況判断B | SI([上昇]-[下降]社 | (単位:%ポイント) | | | |
| 6 Þ | | | 令和3年1~3月 前回調査 | 令和3年4~6月 現状判断 | 令和3年7~9月 見通し | 令和3年10~12月 見通し | |
| 鱼下 | 大 | 全産業 | ▲ 4.5 | ▲ 4.7 | 7.7 | 8.4 | |
| | 大企業 | 製造業 | 1.6 | ▲ 1.4 | 9.9 | 10.7 | |
| | 業 | 非製造業 | ▲ 7.4 | ▲ 6.2 | 6.7 | 7.3 | |
| ‡ } | 中堅企業 | 全産業 | ▲ 15.2 | ▲ 9.0 | 7.0 | 12.7 | |
| | | 製造業 | ▲ 10.6 | ▲ 6.1 | 4.4 | 14.3 | |
| | | 非製造業 | ▲ 16.6 | ▲ 9.8 | 7.7 | 12.3 | |
| - | 中小企業 | 全産業 | ▲31.4 | ▲25.5 | ▲ 9.6 | ▲2.3 | |
| | | 製造業 | ▲28.5 | ▲20.1 | ▲ 11.2 | 1.6 | |
| Ě | 業 | 非製造業 | ▲ 32.0 | ▲ 26.6 | ▲ 9.3 | ▲3.1 | |

| 国内 | 国内の景況判断 BSI([上昇]-「下降]社数構成比) (単位:%ポイント) | | | | |
|------|--|------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| | | 令和3年1~3月 前回調査 | 令和3年4~6月 現状判断 | 令和3年7~9月 見通し | 令和3年10~12月 見通し |
| 大企業 | 全産業 | ▲ 21.8 | ▲ 13.7 | 5.6 | 8.2 |
| | 製造業 | ▲8.7 | ▲ 5.0 | 6.8 | 9.3 |
| | 非製造業 | ▲ 28.1 | ▲ 17.9 | 5.0 | 7.7 |
| 中堅企業 | 全産業 | ▲36.1 | ▲26.6 | ▲ 1.1 | 6.7 |
| | 製造業 | ▲ 21.3 | ▲ 16.5 | 1.6 | 9.8 |
| | 非製造業 | ▲ 40.4 | ▲29.4 | ▲ 1.8 | 5.8 |
| 中小企業 | 全産業 | ▲ 52.7 | ▲ 44.1 | ▲ 23.3 | ▲ 6.9 |
| | 製造業 | ▲ 41.5 | ▲35.3 | ▲ 14.7 | 1.9 |
| | 非製造業 | ▲ 54 9 | ▲ 45.8 | ▲ 25.0 | ▲ 8.5 |

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日 付 | 法 規 等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|-----------|---|-------|---|-----|
| 2021年6月4日 | 企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討一開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクルの実現に向けて一」 | JICPA | 企業情報開示の質を高め、持続的価値創造サイクルの基盤とするためには企業情報開示のあり方を俯瞰的・横断的に検討する必要があるとの認識に立ち、「開示書類体系と情報構成」、「報告フレームワーク・基準」、「開示とガバナンスの連動」、「信頼を高める監査・保証」の4つの論点に焦点を当て、企業情報開示に関する課題を検討するとともに、当該課題を解決するための方向性について、特別委員会としての考えを整理したもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210604efb.html | _ |
| 2021年6月7日 | 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正 | 金融庁 | IASBが2021年3月31日までに公表したIFRSを、指定国際会計基準とするもの。金利指標改革に関して2020年8月27日に公表されたIFRS9号「金融商品」、IAS39号「金融商品:認識及び測定」、IFRS7号「金融商品:開示」、IFRS4号「保険契約」、IFRS16号「リース」の修正および、COVID-19による賃料減免に関して2021年3月31日に公表されたIFRS16号「リース」の修正が含まれる。公布の日から適用される。https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210607.html | _ |
| 2021年6月7日 | 「攻めの経営」を促す役員報酬ー企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引ー(2021年6月時点版) | 経産省 | 役員にインセンティブ報酬の導入を促進する政策的意義や、平成29年度以降の税制改正における措置の概要等を説明したもの。今回は、改正会社法によって認められた、株式の無償発行に係る記載を中心に更新された。https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210607001/20210607001.html | _ |
| 2021年6月9日 | 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の 理解を通じた重要な虚偽 表示リスクの識別と評価」 等の改正 | JICPA | 2020年11月公表の監査基準の改訂を踏まえ、「固有リスク要因」等の新たな概念の 導入、リスク評価手続の明確化といった「重要な虚偽表示リスクの識別と評価の強 化、適用の一貫性の確保」、および内部統制に関する用語の明瞭化といった「企業の 内部統制システムの理解の一貫性の確保」等の改正が行われたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210609fac.html | _ |
| 2021年6月9日 | 監査基準委員会報告書 (序)「監査基準委員会報告 書の体系及び用語」の改正 | JICPA | 2016年1月以降に新設または改正された監基報等の内容について反映すべく、監基報540「会計上の見積りの監査」における「定義」に含まれる用語および監基報等の「定義」以外に報告書の理解を促進するために必要と考えられる用語の追加・修正等が行われたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210609icb.html | _ |

経理用語の豆知識



四半期決算等における有価証券の減損処理

四半期会計期間末における有価証券の減損処理については、継続適用を要件として、四半期切放し法のほか、 四半期洗替え法の適用が認められている。

ただし、四半期決算等において市場価格のない株式等について減損処理を実施した場合には、年度決算等における洗替処理を行うにあたり、以下の事項に留意する必要がある。①四半期決算の時点において直近の財務諸表等の資料が入手されることが考えられるが、当該時点において減損処理の要件を満たしているならば減損処理を行うのが合理的である。この場合には、年度決算等において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除き、戻入処理を行うことは慎重でなければならない。②時価のある債券については、格付の著しい低下など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、時価が回復する見込みがあるとは認められないとされており、年度決算で戻入処理するような状況には至らないのが一般的と考えられる。

取引価格に基づく収益の額の算定

▼」 転と交 のため

取引価格とは、財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額(第三者のために回収する額を除く)をいう。取引価格の算定にあたっては、契約条件や取引慣行等を考慮し、履行義務を充足したときまたは充足するにつれて、取引価格のうち当該履行義務に配分した額について収益を認識する。

取引価格を算定する際には、①変動対価(顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分)、②契約における重要な金融資産、③現金以外の対価、④顧客に支払われる対価、のすべての影響を考慮する。

顧客に支払われる対価について、対価を取引価格から 減額する場合には、①関連する財またはサービスの移転 に対する収益を認識するとき、②企業が対価を支払うか または支払を約束するとき、のいずれか遅いほうが発生 した時点で(または発生するにつれて)、収益を減額する ことになる。